

平成30年度随意契約情報(使用料・賃借料)府民文化部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	文スポ	文化	文化振興グループ	イエスビルディング株式会社	大阪府立上方演芸資料館の定期建物賃貸借料	20180401	20210331	54,879,192	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本契約は、大阪府立上方演芸資料館の定期建物賃貸借契約に関するものであり、当該契約相手方しか履行できないため。
2	府政情報	情報公開	公文書グループ	日本万国博覧会記念公園事務所	旧国際児童文学館土地使用にかかる経費支出	20180401	20190331	14,538,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建物の立地している土地所有者は選べないため、支払先が特定される
3	府政情報	広報広聴	調整グループ	株式会社 JECC	大阪府Webサイト・汎用電子申請システム用サーバ機器等統合基盤の賃貸借	20180401	20181031	9,268,560	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムが稼働中の現機器を移行や新たな費用なしで引き続き再リースするには当初契約締結した(株)JEC Cのみであるため
4	パスポート	パスポート	調整課	りんくうゲート 株式会社	りんくうタウン分室室料	20180401	20181031	2,887,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(りんくうタウン分室賃貸借)が特定の者(物件の賃貸人)でなければ実施することができないものであるため
5	府政情報	情報公開	公文書グループ	東京センチュリー 株式会社 大阪営業部	行政文書管理システムサーバ機器等の賃貸借契約	20181001	20190630	22,161,520	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	継続を要する業務(行政文書管理システムサーバ機器等の賃貸借契約)で現に契約履行中の当該業者に引き続き実施させた場合、経費の節減が確保できる等有利と認められるため
6	府政情報	情報公開	公文書グループ	東京センチュリー 株式会社 大阪営業部	行政文書管理システムサーバ機器等の賃貸借契約	20181001	20190630	2,325,320	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	継続を要する業務(行政文書管理システムサーバ機器等の賃貸借契約)で現に契約履行中の当該業者に引き続き実施させた場合、経費の節減が確保できる等有利と認められるため
府民文化部(使用料・賃借料)						H30. 4~5月	4 件	81,574,272 円		
						H30. 8~9月	2 件	24,486,840 円		
						合計	6 件	106,061,112 円		